

○三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領

平成16年6月29日教育委員会告示第42号

改正

平成18年10月6日教育委員会告示第24号

平成26年9月30日教育委員会告示第23号

令和2年9月8日教育委員会告示第30号

三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領

(目的)

第1条 この告示は、三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）に基づき、小学校又は中学校の通学区域を自由化することで児童・生徒及び保護者が学校を自由に選択することができることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(通学区域を自由化する学校)

第2条 通学区域を自由化する学校は、規則第2条第1項に規定する学校とする。

(通学区域の基本)

第3条 通学区域は、規則第2条第1項に規定する区域（以下「学校区」という。）とする。

2 学校区に居住する就学者並びに就学予定者が、規則第2条第1項に規定する学校に就学を希望する場合は、全て受け入れるものとする。

(指定学校の変更)

第4条 通学区域の自由化の実施は、規則第2条第1項に規定する指定学校の変更によって行うものとする。

(変更の手続)

第5条 市内に居住する児童生徒の保護者又は次年度小学校に入学する児童の保護者が、指定学校の変更を希望する場合は、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に学校選択希望届出書（様式第1号）を提出し、教育委員会が指定学校の変更を様式第2号により保護者に通知することによって、変更ができるものとする。

2 教育委員会へ提出する学校選択希望届出書は、原則として入学又は転学する前年の11月1日から11月30日までに届け出るものとし、翌年の4月1日の新年度から指定学校の変更をするものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りではない。

(届出書変更又は取下げ)

第6条 学校選択希望届出書を提出した保護者は、希望届を変更し、又は取り下げる場合は、学校選択希望変更届出書（様式第3号）を教育委員会が定める期間までに提出することができる。

（指定学校変更の決定）

第7条 教育委員会は、学校選択希望届出書により指定学校の変更をした場合は、関係学校長に通知するものとする。

2 指定学校を変更した場合において、再び指定学校変更前の学校への変更は、特別の事情がない限りできないものとする。

（教育委員会の調整）

第8条 学校選択希望届出書の集計結果により、当該学校の学級編制に支障が生じる場合は、教育委員会は当該学校の就学予定者数を調整することができる。

2 前項の調整は、当該学校へ選択希望届出書を提出した者により、抽選を行うものとする。

（その他）

第9条 この告示の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（変更の手続の特例）

2 当分の間、第5条の規定に関わらず、通学区域自由化制度による指定学校変更の時期は、小学校若しくは中学校入学時又は他の市区町村からの転入時とし、規則第2条の規定に関わらず就学を希望する小中学校を就学すべき小中学校と指定するほか、小学校において通学区域自由化制度による指定学校の変更を希望するときは、就学を希望する小学校を就学すべき小学校と指定するほか、当該小学校の属する中学校区の中学校を指定学校とする。

附 則（平成18年教委告示第24号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、三次市立中学校の通学区自由化実施要領（平成16年三次市教育委員会告示第42号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（三次市立小学校及び中学校校区基準緩和要綱及び三次市立小学校の通学区自由化要領の廃止）

3 次に掲げる要綱及び要領は、廃止する。

(1) 三次市立小学校校区基準緩和要綱（平成16年三次市教育委員会告示第41号）

(2) 三次市立小学校の通学区自由化要領（平成16年三次市教育委員会告示第4号）

（三次市立小学校校区基準緩和要綱及び三次市立小学校の通学区自由化要領の廃止に伴う経過措置）

4 この告示の施行の日の前日までに、三次市立小学校校区基準緩和要綱（平成16年三次市教育委員会告示第41号）又は三次市立小学校の通学区自由化要領（平成16年三次市教育委員会告示第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年9月30日教委告示第23号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和2年9月8日教委告示第30号）

この告示は、令和2年9月8日から施行する。